

令和6年 第2回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年8月5日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

## 令和6年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 新任議員の議席の指定について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 大分県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について	3
日程第4 議会運営委員会委員の選任について	4
日程第5 議第4号から議第7号の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	4
○22番（斉藤 由美子君）	5
○16番（日隈 知重君）	11
○22番（斉藤 由美子君）	12
日程第6 一般質問	13
○16番（日隈 知重君）	14
○22番（斉藤 由美子君）	17
日程第7 会議録署名議員の指名について	22
閉 会	22

# 令和6年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

## 議事日程（第1号）

令和6年8月5日 午後1時31分開議

- 第1 新任議員の議席の指定について
- 第2 会期の決定について
- 第3 大分県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について
- 第4 議会運営委員会委員の選任について
- 第5 議第4号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議第5号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）  
議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について  
議第7号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について  
以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第6 一般質問
- 第7 会議録署名議員の指名について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 新任議員の議席の指定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 大分県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 議第4号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
議第5号 令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）  
議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について  
議第7号 令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について  
以上4議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 会議録署名議員の指名について

## 出席した議員（23人）

1番	高倉 真由美	2番	岩尾 茂樹
3番	金元 正生	4番	木野村 敏雄
5番	白石 徳明	6番	渕野 けさ子
7番	原田 健蔵	9番	堀 典義
10番	河野 正春	12番	島田 勝
13番	芝田 英範	14番	坪根 大吉
15番	井上 清三	16番	日隈 知重
17番	相良 亜寿香	18番	木ノ下 素信
19番	中村 悟	20番	小野 和美

21番 宇都宮 陽 子  
23番 高 野 博 幸  
26番 長 田 教 雄

22番 齊 藤 由美子  
24番 仲 家 孝 治

欠席した議員（3人）

8番 河 野 睦 夫  
25番 泥 谷 郁

11番 阿 部 雅 彦

出席した事務局職員

事務局書記長代理 金 城 美 幸  
総務課主任 小 松 聡  
総務課主任 日 隈 久 徳

事務局書記 安 田 文 恵  
総務課主任 中 村 雄

説明のため出席した職員

広域連合長 足 立 信 也  
副広域連合長 本 田 博 文  
会計管理者 高 橋 芳 江  
事業課長 津 川 文 隆  
給付係長 藤 原 寛 子

副広域連合長 長 野 恭 紘  
事務局長 清 水 昭 男  
次長兼総務課長 姫 野 邦 夫  
賦課資格管理係長 長 隆 弘  
保健係長 飯 野 敬 子

---

議事の経過

---

#### 開 会

○議長（長田 教雄君） 皆さん、こんにちは。議長の長田でございます。ただいまから令和6年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

午後1時30分開会

---

#### 開 議

○議長（長田 教雄君） ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

午後1時31分開議

---

#### 諸般の報告

○議長（長田 教雄君） お手元に配布しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に5名の議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、議長において辞職を許可いたしました。

---

#### 広域連合長挨拶

○議長（長田 教雄君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 皆さん、こんにちは。広域連合の定例会にご出席いただきましてありがとうございます。大分市長の足立信也でございます。

パリオリンピック、それから県内各地でインターハイが開かれております。若い人がこの暑さの中で一生懸命頑張っております。そんな最中に、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、これまでの動きでございますが、去る5月8日に佐賀県嬉野市で令和6年度春季九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議が開催されました。出席してまいりました。会議におきましては、国への要望事項として、マイナンバー制度をはじめ、保健事業関連、医療保険制度改革関連などの6項目について、全国協議会へ提言することが決定されました。

その後、6月12日に東京で開催された、令和6年度全国後期高齢者医療広域連合長会議におきまして、マイナンバー制度や、今後の保険料引き上げに対する措置や財政関連など8項目について、全国広域連合協議会会長の横尾佐賀県広域連合長から、濱地厚生労働副大臣に要望書を手交していただいたところでございます。

本広域連合では、後期高齢者が安心して医療を受けられるよう、適切で安定した事業運営に努めるとともに、制度上の懸案事項については、全国協議会の場などを通じ、引き続き、国に働きかけてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、大分県後期高齢者医療広域連合補正予算や、令和5年度歳入歳出決算の認定などを付議事項として提案しております。

何卒、慎重にご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。私からのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第1 新任議員の議席の指定について

○議長（長田 教雄君） 本日の議事は、お手元に配布の議事日程により行います。

日程第1、新議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席表のとおり、日出町、金元正生議員の議席を3番に、国東市、白石徳明議員の議席を5番に、臼杵市、芝田英範議員の議席を13番に、中津市、相良亜寿香議員の議席を17番に、中津市、木ノ下素信議員の議席を18番に指定いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（長田 教雄君） 次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 大分県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙について

○議長（長田 教雄君） 続きまして、日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推薦の方法がありますが、指名推薦の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。それでは、指名をいたします。副議長に日出町の金元正生議員を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました金元議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、金元議員を副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました金元議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

この際、新副議長に就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（金元 正生君） ただ今、議員各位にご推挙いただきました、日出町議会選出の金元正生でございます。

本広域連合議会の副議長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

長田議長の補佐役として、広域連合議会の円滑な運営のために、尽力して参る所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、また関係各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任に際してのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第4 議会運営委員会委員の選任について

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において、お手元に配布の選任名簿のとおり6名を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選任名簿のとおり6名を次期議会運営委員会委員に選任することを決定いたしました。

---

#### 日程第5 議第4号から議題第7号の一括上程

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第5、議第4号から議第7号までの4議案を一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

足立信也連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 予算及び決算等に係る4議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第4号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、1億1,662万1千円の増額で、補正後の予算総額は12億4,812万1千円となったところであります。

補正の内容について申し上げますと、歳入では、繰越金を1億1,662万1千円、歳出では、総務費を1億1,662万1千円、それぞれ増額しております。

次に、議第5号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、35億7,720万9千円の増額で、補正後の予算総額は2,248億5,520万9千円となっております。

補正の内容について申し上げますと、歳入では、国庫支出金を527万8千円、繰越金を35億7,193万1千円、それぞれ増額しております。

歳出では、諸支出金を32億434万1千円、予備費を3億7,286万8千円、それぞれ増額しております。

次に、議第6号大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更についてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の変更をしようとするものでございます。

次に、議第7号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第3項の規定に基づき、認定をいただくとするものであります。

一般会計につきましては、歳入総額9億6,666万4,369円、歳出総額8億5,004万4,009円で、歳入歳出差引残額は、1億1,662万360円となっております。

特別会計につきましては、歳入総額2,113億7,642万2,358円、歳出総額2,073億6,670万7,362円で、歳入歳出差引残額は、40億971万4,996円となっております。

何卒、慎重なご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

議第4号から議第7号までの4議案につきまして、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配布の質疑順位表により、発言を許可いたします。なお、質疑は自席から行うことといたします。

22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 22番、大分市選出、日本共産党の斉藤由美子です。それでは各議案について、一括して質疑を行います。

始めに、議第5号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号についてお聞きします。

マイナンバー関連予算に、コールセンター設置の予算が計上されています。これは、国が、現行の健康保険証の発行を2024年、令和6年12月2日で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するためです。

今回、保険証の送付時に、厚労省が作成した「ご注意ください」という周知のチラシが同封されると聞きましたが、個別の対応としてコールセンターを設置すること自体は、重要な対応だと思います。しかしながら、送付される厚労省のチラシが非常にわかりにくく、混乱や不安を招きかねないと感じます。

実際、ここ数週間のうちに、私もマイナ保険証に関するお尋ねの電話を複数受けております。マイナンバーカードを持っている方からも、持っていない方からも、よくわからない、との声が届いており、なによりも、12月以降は、保険適用で医療が受けられなくなるのか、という内容の質問が

増えています。あのチラシでは、保険証が使えなくなる、との不安が急増するのではないかと危惧しています。

実際のところ、マイナ保険証の利用は広がっておらず、医療機関ではトラブルが相次ぐ異常事態です。結局、現行の保険証は持つておくことが必須の状態であり、マイナ保険証を使うことで説明や操作に時間がかかる状況も生じています。

先般、厚労省で、今後の対応などについて直接レクチャーを受けてきましたが、マイナンバーカード及びマイナ保険証の利用などで、様々な問題・課題が生じていることは、厚労省も認識し、現場での確認作業などを行っているとのことでした。

しかし、こうした問題だらけの状態、現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に移行すれば、医療現場の混乱やトラブルが生じるのは明らかです。

そこでお聞きします。

コロナ禍においては、何度電話してもコールセンターに繋がらないという事態が発生しました。今回、コールセンターは、被保険者のニーズに応え、不安や疑問を解決することができる体制になっていますか、見解を求めます。

2点目に、本来、システムも不完全なまま、オンラインに切り替えるのは無謀であり、無責任です。地方自治体は、市民に身近な立ち位置で対応に追われることになっていきますが、この責任は国にあります。コールセンターにかかる財源、周知や対応にあたる人件費も含め、当然、全額国の負担であるべきと考えますが、財政負担はどのようになっていますか、お答えください。

次に、議第6号大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更についてです。

マイナンバーカード、つまりマイナ保険証を持たない被保険者についての認識についてお聞きします。

今回の第4次広域計画では、国の意向とは言え、マイナンバーありきの内容になっています。

計画の広報活動の充実に記載されているとおり、被保険者の理解と協力は不可欠、という点が大変重要であり、マイナ保険証を持たない被保険者をとり残すことになってはなりません。そこでお聞きします。

個人情報適正管理という点においても、被保険者の意向を踏まえる努力は不可欠です。第4次広域計画において、マイナ保険証を持たない被保険者に対し、わかりやすい説明に努め、威圧的な押しつけにならないよう認識を明示すべきだと考えます。見解を求めます。

次に、議第7号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について2点お聞きします。

令和5年度における差押えの状況については、令和4年度224件から令和5年度は298件で74件の増、換価の状況は、令和4年度162件から令和5年度251件で89件の増、以前と比較すると急激な増加傾向にあります。

今年度は、医療と介護の改定期が重なり、特に年金生活者にとって、大変な負担増となっています。負担軽減対策は喫緊の課題です。そこでお聞きします。

この間、保険料の軽減対象を広げるため、均等割5割軽減と2割軽減の所得基準額を引き上げました。現時点で、これまでの負担軽減対策をどのように評価しますか。見解をお聞かせください。

2点目は、コロナ5類移行に伴う療養給付費への影響についてです。

昨年5月8日の5類移行に伴い、新型コロナウイルス感染症の治療にかかる費用が自己負担となりました。しかしながら、令和5年度の療養給付費に、特別大きな影響はないと聞いています。

一方、ここにきて変異株K P 3による感染が広がっており、今後の状況も気になるところです。そこで、お聞きします。

今後の新型コロナにかかる療養給付費について、どのように認識しているか、見解をお聞かせください。以上、5点の答弁を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 斉藤議員の議案質疑についてお答えします。まず、私の方から、議第5号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算、コールセンターの設置に関する事項についてお答えいたします。

まず1問目の内容です。被保険者及びその関係者の皆様の疑問や不安を解消すべく、本広域連合独自のコールセンターを令和6年11月開設に向けて、現在準備を進めております。ご指摘のありました点につきましては、国のコールセンターと併せた実施であることに加え、本広域連合及び構成市町村の電話対応につきましても電話対応マニュアル等を作成・共有することで、きめ細やかな対応を図っていきたいと考えております。

続きまして、コールセンターの財源等に関する質問でございます。

こちらにつきましては、本広域連合コールセンター開設及び運営に係る費用につきましては、全額、国の財政補助が予定されております。

○議長（長田 教雄君） 姫野次長。

○総務課長（姫野 邦夫君） 次に、議第6号大分県後期高齢者医療広域連合第4次計画の一部変更についてお答えします。

今回の変更は、令和6年12月2日に被保険者証が廃止となることに伴い変更を行おうとするものでございます。

なお、第4次広域計画の計画期間が、令和7年度末までとなっておりますことから、令和7年度に事務局内にプロジェクトチームを設置し、第5次広域計画案の作成を行います。その中で、令和8年度からの5年間の計画として、議員ご指摘のマイナンバーカードの被保険者証利用等への対応についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 次に、議第7号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定についてお答えいたします。

均等割5割軽減と2割軽減の所得基準額を引き上げたことにつきまして、令和5年度と令和6年度の軽減の割合で比べたとき、基準額の改正がない7割軽減は49.14%から48.07%の1.07%減、基準額改正が2年連続であった5割軽減は14.21%から14.87%の0.66%増、2割軽減は10.23%から10.58%の0.35%増、合計は73.58%から73.52%の0.06%減で軽減を受ける被保険者の割合に大きな変化は見られず、年金の改定もあるなか、低所得者に配慮できていると考えております。

現時点での負担軽減対策ということでございますが、前述の均等割5割軽減と2割軽減の所得基準額に関する引き上げ以外に、今回の料率改定では、令和6年度につきまして旧ただし書所得58万円以下の被保険者に対する所得割の軽減及び賦課限度額の特例を激変緩和措置として実施するとともに、料率の上昇を抑えるため、県財政安定化基金13億円を令和7年度で活用するようにしているところです。なお、激変緩和措置に関しては軽減される保険料額が中間所得層の所得割に転嫁されることとなっていることから、当該保険料分を財源補填するよう国に要請したところです。

続きまして、今後の新型コロナに係る療養費についてお答えいたします。

昨年5月8日以降に、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが感染症法上の5類へと移行した後の医療費については、令和5年第2回定例会でもご答弁申し上げましたが、従前の医療費は国庫からの給付が多くを占めており、保険給付への影響を把握することは困難な状況となっております。

そのような中、令和5年度の療養給付費にかかる費用額は対前年度比5%の増加となり、団塊の世代の年齢到達に伴う被保険者数の増加率を加味した想定を2%上回る結果となりました。

要因として新型コロナウイルス感染症の罹患者が夏と冬にそれぞれ多かったことも考えられますが、コロナ感染症の流行期以外にも療養給付費が大幅に増加した月もあったことから、コロナ感染症の5類移行後の行動制限の完全撤廃による被保険者の受診行動の活発化や、医療機関における医療提供体制が通常に戻りつつあることなども、療養給付費の増加の一因になったのではないかと考えております。

今後につきましても、各種感染症の感染動向や令和7年度までと見込まれている被保険者数の大幅な増加など、療養給付費の増加要因を総合的に注視してまいりたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） それでは、順番に再質問させていただきたいと思います。

まず、コールセンターについては令和6年11月からとの答弁でしたけども、今もう既にマイナ保険証に関する疑問が個人的に、市の方にどれだけ入っているか確認していませんが、私どもにも入ってきています。保険証が切り替わるという認識は、広く国民の中にもありますが、それがどのようになるのかというところが全くわかっておらず、今、現在、不安な方々が多数おられます。

11月からということなんですが、全件に何人で対応して運用を始めようとしているのか。11月からは私は遅いと思うのですが、この体制についてももう少し具体的なことがわかればお答えください。

それから、コールセンターについては、疑問や不安にお答えするとのことでしたが、医療現場に対してもやはりその時々で緊急事態が起ころうかと思えます。医療現場と被保険者、分けての対応をお考えなのかどうか、この1点もお聞かせください。

それから、2点目ですが、コールセンターに係る財源は、十分の十、国が出すということでしたけれども、私が先ほどお聞きしました、周知や対応にあたる人件費も含めてのものでしょうか。その点の件。それから、その財政措置が当分の間はなくならないと思えますが、期間が限定されているのかどうか、その点についてわかればお答えください。

それから、コールセンターに寄せられた様々な疑問とか質問等々は、やはりですね、全市町村で共有すべきだと考えます。おそらく、市の方にも質問が寄せられるのではないかと思いますので、その点の情報共有についての対応をお聞かせください。

次に、議第6号についてです。マイナンバーカードについての、持たない方への対応というのが、チラシを見たらわかるのですが、ほとんどわからずに一番最後に、持っていない人には資格確認書が交付されますというような文章が3行書かれています。やはりですね、これでは持っていなければ医療が受けられないのではないかと、いわゆる追い詰めるような感覚を受けるのではないかと、実際受けたという方がおられます。やはりですね、こうした対応については、次の第5次でということですが、今一番対応をしっかりとしなければならないのではないかと、私は思います。令和7年度末までが現行のもので、その先考えますというのでは、あまりにも不親切でないかと思えます。この点の改正というか、その点の検討をすべきだと思いますが、それについての見解をお聞かせく

ださい。

それから、議第7号ですが、負担軽減対策です。結局ですね、ご答弁の中にあつた年金の改定などもありという意味がちょっと私にはよくわからないのですが、やはり対象額が少なすぎるのではないかと感じます。県の財政安定化基金を令和7年度に活用するとのご答弁ですが、財政安定化基金を使うということは翌年にその影響が出るということなんですが、これで負担軽減が継続できるのか、維持できるのか、その点の認識をもう一度お聞かせください。やはりですね、プラスマイナス0.06%で配慮できているという、そういう評価を私はやはり不十分ではないかと思えます。物価高騰対策の中、この対策は十分であるか、その点も含めて認識をお伺いしたいと思います。

それから最後なんですが、新型コロナに対しては、これまで国庫負担でしたから、どのくらいどうかというのが比較できないのはわかります。しかしながら、これから感染が広がるかみしれず、それでもコロナに関する療養給付が増えないということは、これはこれで問題だと思えます。高齢者の方々は罹患をしたときに十分に注意するように、散々、感染、コロナ禍では言われていたにも関わらず、今もう自己負担だから検査もしない、治療薬なんか高いから使わない、という声が寄せられています。こうしたことについては、やはりですね、健康面も含めて、やはり配慮すべきだというふうに思うんです。やはりですね、コロナに対する、せめて検査の費用くらいは、高齢者に対して必要な財源を求めるべきではないか、補助をするべきではないかと思うのですが、その辺の認識をお聞かせください。

以上です。

○議長（長田 教雄君） 事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） まず、議第5号のご質問についてお答えいたします。コールセンターの設置につきましてですが、先ほど言いましたように、国のコールセンターと併せた実施という形になります。既に国のコールセンターはできておりますので、それに追加して、12月の廃止に向けて追加をするという形になります。コールセンターにつきましては、一応2名常時配置と考えている状況でございます。

あと、11月では遅いのではないかと、直ぐにした方がいいのではないかとということですが、これにつきましては、決まりましたから入札等の作業が入っておりますので、どうしても、一応入札は今週中ということで告知はさせていただいておりますので、入札の方が終わりましたら、準備の方を着々と進めていくという形になります。

それから、医療現場と被保は別なのかというふうなお問い合わせだったかと思えます、対応につきまして、被保険者につきましては、このコールセンター、それから先ほど言いましたように本広域連合構成市町村、そういうところでの電話対応ができますし、あと国のコールセンターもございません、そういうところを活用していただくという形になります。医療現場の方になりますが、今までも、例えばオンライン資格確認で表示される資格の違う場合とかの対応に関しては、医療保険者の対応でということでお答えさせていただいておりますので、それにつきましては医療現場に関してもこちらの方で対応するという形になります。

○議長（長田 教雄君） 姫野次長。

○総務課長（姫野 邦夫君） 議第6号ですが、マイナ保険証の対応について、すぐにでもした方がよいのではないかと質問でございますが、現在の計画の中にでも、各事務事業において、県内すべての市町村の住民に対して、きめ細やかな対応を行う旨の事柄が表記されております。マイナ保険証を持たない被保険者に対しましても、制度の内容につきまして、ホームページや市町村の広

報誌の掲載などに加えて、市町村と連携しながら、今、設置を進めておりますコールセンターも活用する中で、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 次に、議第7号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定についての再質問、保険料の負担軽減対策の再質問だったかと思えます。まず対象額が少ないのではないかと、負担軽減の関数の対象が少ないのではないかとということですが、均等割りの軽減につきましては、いわゆる国の制度です。国の方で決めたものを条例化して使うという形になっておりますので、これにつきましては、対象額が少ないということかどうかは、私たちは対象を判定できないのかなと思えます。国の制度がございますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

それから、安定化基金の話があったかと思えます。13億円を活用するというところでございますが、これにつきましては、料率を算定するとき、その13億円を活用するという前提のもとに、いわゆる医療保険の支払いの方になります。療養給付費の支払いを13億円の方を使って支払うということで、賦課総額の方を減らすという形になりますので、それによって料率の軽減を図る、上昇幅を減らすという形でやっておりますので、そのようにご理解いただければと思えます。

それから、十分か不十分かと、いわゆる医療と介護の負担増とか色々ありますが、この負担増に対して何か対応が必要ではないかということでございますが、こちらにつきましては、これまでも申し上げましたように、被保険者に過剰な負担増とならないよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会及び全国市長会を通じて定率国庫負担の割合の増加を含めた、交付額の割合の見直しを国に対して要請しているところでございます。

それから、コロナの5類の話になります。健康面の配慮に関して、コロナの療養給付費の自己負担の補助等をするべきではないかという再質問だったと思えますが、検査費用とかそういった補助を含めて、一部負担の財政措置を国に求めるべきではないかということでございますが、これにつきましては、今年度から罹患した際の対応が変わって、本年4月1日から通常の医療体制に移行し、公費負担が終了しているという状況でございます。新型コロナウイルス感染症に係る自己負担については、罹患した際に医療機関を受診する費用や治療費を含め薬剤費のほか、今年度から定期予防接種となった新型コロナウイルスワクチンの接種費用など、感染予防から医療提供体制に至るまでを国が総合的に判断し、その対策を関係者に示すべきであるものと広域連合としては考えているところでございます。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） コールセンターは国と併せた対応ということでした。非常に素朴な疑問がたくさん寄せられていて、本当にコールセンターがコロナの時のように、いつまで掛けても繋がらないという状態にならないことを願うばかりですけれども、少なくともその状況をしっかりと把握をしていただいて、もし疑問に答えられないような状況がある場合には、やはりですね、大分県の中でも対応を考えていただきたいというふうに思います。今の現時点では何とも言えませんので、要望としておきたいと思えます。

それから、今の4次計画の中には、すでに細やかな対応が明記されているということでしたが、ただ、今現状細やかな対応が行われているようには思えないんですね。数々の疑問や不安が市民の中に広がっていて、どこに聞いたらいいのか、誰に聞いたらいいのか、という声もよく聞きます。

やはりですね、計画に明記されているなら、それで結構です。きめ細やかな対応をしていただきたいと思うんです。それで、マイナンバーカードを持っていない方、それから持っても登録をしていない方々、登録をしているかしていないかという判断を、高齢者の皆さんはよくおわかりになっていないことが多くあります。この対応が、やはり市町村ばらばらでは非常に不安を与えることになるのではないかと思います。やはりですね、大分県内の中で、マイナンバーカードを作っていない、保険証が使えるのではないかとという不安に対しては、やはりある程度の周知なり、通知なりやっていただきたいというふうに思います。それも求めておきたいと思います。

もう時間ありませんので、要望にしたいと思えますけれども、安定化基金の使うことに対しては、私はもちろん負担軽減ですから賛成なんです。ただですね、やはり今の仕組みでは、その翌年にそれが跳ね返るのではないかとというような、その次の時にですね。その不安があります。国の財政負担の引き上げは、再三申し上げてますがけれども、やはり物価高騰、そして猛暑の中で、非常に高齢者の暮らし、大変になってます。特に、やはりですね、今コロナが広がっていて、暑い中で、暮らしも大変でって不安が多い中で、もう病院に行くのも我慢をすると、冷房をつけるのさえ我慢しているのですから、そういう状態に対してしっかりと状況を把握していただきたい。先ほど申し上げた、差押えや換価が非常に件数が増えている中で、保険料が上がっている負担増ということをしつかりと認識をしていただきたいというふうに思います。今の現状を鑑みれば、国へいつもの調子で求めていけば、変わることはないと思います。もう協議会でも何でも通して、緊急にですね、この異常な暑さの中での、そして物価高騰の中での対応をしつかりと求めていただきたいと思えます。

時間ありませんので再質問はしませんが、これらの要望を受けとめていただきますように申し上げます。

○議長（長田 教雄君） 以上で通告による質疑は終わりました。これを持って、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 日田市選出の、日本共産党、日隈知重です。

まず最初に、議第5号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）に反対討論を行います。

今回の補正の中で、歳入2款2項5目において社会保障・税番号制度システム整備費等補助金527万8千円を増額し、歳出1款1項1目においてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業に充てる財源組替を行います。当広域連合は国からの要請を受け、令和6年度被保険者証の更新時に厚生労働省のマイナ保険証利用促進キャンペーンのリーフレットを同封して、全ての加入者に送っています。このリーフレットは、「ご注意ください、本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります」と大きく書かれています。加入者はマイナ保険証を持っていない方には、資格確認書が発行され、引き続き医療が受けられることが伝わらない、手元に届いている保険証が来年7月31日まで使えることがわかりにくいリーフレットです。さらに、日田市内の薬局では、これまでどおり健康保険証を見せると、12月から保険証は使えなくなります、マイナ保険証を作ってきてください、と言われてたり、健康保険証では確認しません、と言われてます。加入者にマイナ保険証を持たないと医者が処方した薬が貰えなくなるかのような不安を煽っています。厚労省のリーフレットや薬局でのマイナ保険証利用促進のための行き過ぎた声掛けは、加入者に不安と動揺を招

いています。周知内容と広報を改善しないままの、周知広報等事業は認められません。

次に、議第6号大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の変更について反対討論を行います。第4次広域計画の新旧対照表を見ると、(1)に被保険者の資格の管理に関する事務において、現行の被保険者証に代えて、資格が確認できる書類等にするとあります。つまり、健康保険証を発行しないことが明記されます。全国でマイナ保険証のトラブルがやまず、利用率は1割にも届いていません。マイナ保険証を使って実害にあった人までいます。新聞赤旗7月21日付の記事によると、東京都豊島区のイトウカズオさん74歳は、妻が意識消失で都内の病院に救急搬送された時、マイナ保険証で資格確認ができず、預り金を払わされたとのこと。幸い、妻は意識が回復し、検査で問題がなく、帰宅することになりましたが、支払いのため、救急病院のカードリーダーにマイナ保険証を2・3回かざしても反応しません。病院職員が、機械が上手く動かない時がある、紙の保険証はありませんかね、と言ってきたそうです。結局、全額自費負担で4万120円を払わされ、後で保険証を持って清算に行かねばなりません。イトウさんは病院までの交通費は自己負担、救急搬送された時、マイナ保険証は機械の不具合とはいえ、保険証として機能しなかった、マイナンバーカード推進の河野太郎デジタル相が自民党総裁選にまた出ると報道され腹が立ちました、と話しています。すべての加入者がこれまでどおりの医療を受けることができない恐れがあり、被保険者証の交付義務をなくすことに反対をいたします。

○議長(長田 教雄君) 次にまいります。

22番、齊藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) 大分市選出の齊藤由美子です。私は、日本共産党を代表して、議第7号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

2022年、令和4年10月1日から、現役並み所得者を除く75歳以上で、一定所得を超える高齢者の医療費窓口負担割合が1割から2割に引き上げられました。コロナ禍による影響に加え、年金の削減、光熱水費をはじめ、多くの食品や生活必需品の値上げが暮らしを直撃する中で、窓口負担の倍化に多くの懸念や反対の声が広がりました。1か月3千円を上限とする激変緩和措置はとられましたが、窓口で一旦病院代を支払うとなれば、負担増であることに変わりはありません。軽減措置は、その負担増が明らかであることを示しており、影響がないはずはありません。減額対策をさらに拡充するよう国に求めるべきです。

特別会計の決算収支状況を見ると、実質収支額はおよそ40億円あまりの黒字であり、形式収支額が前年度よりもおよそ26億円余りの減となっています。結果論とは言え、大きな落差が生じなかった点も踏まえて次の予算に反映させるべきだと思います。赤字になったら大変だという危機感はわかりますが、医療保険が赤字で運用できなくなったことはありません。被保険者の保険料負担が極力重くならないよう、次の予算編成に活かすことを要望しておきます。

一方で、現行の保険証を廃止し、マイナ保険証への移行を進めるため、莫大な財源が使われています。カードリーダーの不具合や医療現場の負担増は厚労省も認識しており、エラー続出のシステムのままで、デジタル化に踏み切るなど言語道断です。

先般、長野県の開業医らでつくる県保険医協会が、本年5月から7月にかけて行ったアンケート結果を発表しました。調査は、マイナ保険証に一本化する国の方針を巡り、現行保険証廃止に伴う国保健康保険加入者への資格確認書送付などについて、全市町村から回答を受けたもので、8割超の自治体が対応に苦慮しているとの回答をしています。これが実態だと思います。

年度内のことであるにもかかわらず、財源の詳細や具体的な対応については指示待ちのままで、

地方自治体も当然困っているはずですが。国の方針とは言え、医療現場の不安や反対の声を重く受け止め、性急な制度変更を行わないよう国に求めるべきであり、マイナンバー制度に反対する基本的立場からも、決算には賛同できません。

令和6年度は医療保険に加え、介護保険料も改定の時期となり、多くの高齢者からは、あまりにも高すぎる、との悲鳴が上がっています。滞納による差押え件数も年々急増しており、高齢者の暮らしに深刻な影響が及んでいることは明らかです。もはや、保険料を払うと生活ができないレベルと言っても過言ではありません。

再三求めておりますが、国庫負担の構成比を早急に引き上げるよう国に強く求め、不断の努力で、憲法25条に基づいた制度に正していくことを要望しておきます。

以上の理由から、議第7号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について反対いたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（長田 教雄君） 以上で討論は終了いたしました。これをもって討論を終決し、採決をいたします。

最初に反対討論がありました議第5号令和6年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算について、起立により採決をいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって議第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に反対討論のありました議第6号大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について、起立により採決をいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって議第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に反対討論のありました議第7号令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について、起立により採決をいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田 教雄君） 起立多数であります。着席してください。よって議第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、ただ今決定を見た案件を除く、議第4号について、採決をいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第6 一般質問

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第6、これより一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配布の質問順位表により、これを許可いたします。なお、質問は自席から行うことといたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 日田市選出の、日隈知重です。

まず最初に、令和6年度・7年度の保険料について質問をいたします。事務局の方が今回の質問の資料として、後期高齢者医療のしおりの27頁・28頁を印刷していただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

1点目は、令和5年度において職場の健康保険の被扶養者であった方が後期高齢者医療制度に加入してから2年未満の場合、令和6年度・7年度において、加入後2年が過ぎた場合の保険料の金額について具体例をもって示していただきたいと思います。なお、具体例は、先ほど紹介したように後期高齢者医療のしおりにある具体例をもって示していただきたいと思います。

2点目は、今質問した場合ですね、令和6年度・7年度の保険料の値上げ率がどうなっているのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） それでは、2つともお答えいたします。

令和6・7年度保険料のうち、均等割に係る被扶養者軽減の状況について、令和6年度版後期高齢者医療のしおりに基づき、お答えいたします。配布されております、27頁の方の記載をご覧ください。しおりの27頁に記載のあるとおり、被扶養者を対象とした軽減につきましては、後期高齢者医療制度に加入した前日に、健康保険の被扶養者であった場合に、加入後2年間、所得割額を0円とし、均等割額を5割軽減する制度となっております。具体的な均等割額につきましては、令和5年度では均等割額53,600円でしたので、こちらの5割を軽減し、26,800円。令和6・7年度では均等割額59,200円の5割を軽減し、29,600円となります。

ご質問につきましては、令和5年度において加入後2年未満の被扶養者軽減の対象となっている被保険者が、令和6・7年度において加入後2年を経過した場合、保険料額がどのように変わるかということですが、経過後の保険料額につきましては、しおり28頁に記載しております、夫婦2人世帯の表の中の妻の保険料額、こちらの方がその回答ということで、こちらの金額になるということでありませう。

それから、もう1点の、令和6・7年度の保険料の値上げ率ということですが、こちらについての回答です。夫の年金額が240万円の場合、妻の保険料は最大で経過措置終了後の年間47,300円となります。年間20,500円、76.5%増加するということですが、

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 今のお答えに再質問行いたいと思います。

まず、1点目は夫の年金額が240万円の場合、加入してから2年間未満の令和5年度の保険料は26,800円、そして加入して2年を過ぎた令和6年度の保険料は、147,800円になると思います。この加入者の場合は、令和6年度の保険料は令和5年度に比べて、なんと5.5倍になると考えておりますけれども、この理解で間違いはないかをお聞きをしたいと思います。

2つ目の再質問は、令和6年度・7年度の後期高齢者の保険料を説明する厚生労働省のリーフレットには、後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率が同じとなるように見直したこと、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みが導入されたことが書かれています。令和6年度の保険料が、先ほどの示した場合の5.5倍に跳ね上がった加入者が、これを読んで保険

料が上がった理由を理解したのではないかと思います。しかし、保険料が上がった主な理由は、他の健康保険の被扶養者だった方が後期高齢者医療制度に加入してから2年未満の場合、加入後2年間、所得割額が0円にし、均等割額を5割軽減にする特例対象の期限を過ぎたことにあることは、わかっていないと思います。この説明責任は大分県後期高齢者医療広域連合にあるのか、それとも各市町村の担当窓口にあるのか、あるいは後期高齢者医療のしおりをよく読んでいない加入者にあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 240万円の方ということで、その方の世帯としての保険料は上がっていると思うのですが、あくまで後期の保険料につきましては被保険者個人の方に掛かる保険料になっておりますので、その意味で先ほど年間20,500円、76.5%上がりますよというお話をさせていただいたと思うんです。ただ、年間240万円の方なのかどうか、ちょっと私はそこはわかりかねますのですみません、この例に基づいて今お答えした内容では、被扶養者の方とのことでしたので、妻の方の例としてその数字を出させていただいたところでもあります。

それから、この説明責任ですね、もしご本人の方からお問い合わせをいただいた時の説明責任でございしますが、こちらについては私たちの方にお電話いただければ、年額ですので私たち広域連合の方で説明をさせていただくように、問い合わせをいただいた場合にはご説明させていただいております。当然、市町村の方に問い合わせいただいた場合でも、市町村の窓口の方が説明する場合もあるのですが、年額でございしますのでこちらの広域連合の方で説明をさせていただいているという状況でございます。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 次にマイナンバーカードと被保険者証の一体化について質問を行います。

1点目は、令和6年度被保険者証の更新時に同封したリーフレット「マイナ保険証の利用促進に向けて周知広報」では、加入者の手元に届いた保険証が来年7月31日まで有効であることがわかりにくいのではないかと思います。また、同じリーフレットの中で、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを持っていない方には資格確認書が発行され、引き続き、医療を受けることができることが伝わりづらいのではないかと思います。この点について見解をお示してください。

次に、ご本人の申請によらない資格確認書交付、職権交付ですけれども、この対象者について、今後どのように周知していくのか、お聞きをいたします。

また、マイナ保険証を持っている方でも、本人が申請すれば資格確認書を発行するのか。その際に、マイナ保険証の利用登録解除の申請が必要になるのか、その点について説明を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 今、4つの質問にまとめてお答えしてよろしいでしょうか。

最初のリーフレットに関する質問はですね、同一回答ということでひとつさせていただきたいと思います。今回、令和6年度被保険者証と同封しておりましたリーフレットにつきましては、厚生労働省より原稿の提供及び保険証送付時の同封による広報依頼を受けて、広域連合において印刷、封入したものでございます。記載事項に関しまして、ご指摘いただきました点につきましては、原稿作成者である厚生労働省の方に聞いた内容をお伝えしたいと考えているところでございます。

それから、本人の申請によらない資格確認書交付ということでございますが、令和6年12月1日までに被保険者となる方につきましては、令和7年7月末までが有効期限の被保険者証を交付します。現時点におきましては、資格確認書の職権交付の対象となる方は令和6年12月2日以降の75歳

年齢到達者及び令和7年8月からの年次更新時にマイナ保険証を所持していない方が対象となる予定です。

今後の周知方法につきましては、本広域連合ホームページ、構成市町村の広報誌及びホームページを活用した周知を予定しております。また、本年11月のコールセンターの開設に向け、現在準備を進めている状況です。

それから、もう1問ですね。マイナ保険証を持っている方でも、本人が申請すれば資格確認書を発行するのか。またその際に、マイナ保険証の利用登録解除の申請が必要になるのかにつきましては、現時点におきまして、国からこの件に関する具体的な運用は示されておりません。資格確認書については、マイナ保険証を所持している方につきましても、市町村窓口で交付申請があれば交付することを現在想定している状況です。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） はい、再質問します。

反対討論の際にも述べましたけれども、日田市内のいくつかの薬局で、これまでどおり健康保険証を見せると、12月から保険証は使えなくなります、マイナ保険証を作ってきてください、と言われていたり、健康保険証では確認していません、これは私も言われましたけれども、こういう言い方をいたします。

保険証が来年7月31日まで使えるのに、保険証が12月から使えなくなるかのような誤解を与える対応が現在されています。マイナ保険証を作らなくても資格確認書があれば、これまでどおり薬局で医師が処方した薬を貰えることが加入者に伝わらない恐れがあります。これについて見解をお願いいたします。

次にもう1つですね、資格確認書の交付対象者の具体的な例について、ホームページなどでいうことでありますけれども、わかりやすく周知することについて、例えば具体的にですね、マイナンバーカードを取得していない者、健康保険証利用登録を行っていない者、マイナ保険証の利用登録を解除した者、マイナンバーカードを返納した者、DV被害者や要配慮者の取り扱いなどについて、わかりやすく周知する考えはあるかお聞きをいたします。

3点目はですね、マイナ保険証を持っている方でも申請すれば資格確認書を交付するという予定だということですが、その際にマイナ保険証の利用登録解除が必要になるかどうかは、今の答弁でいきますと今の段階では答えられないということですので理解してよいかお聞きします。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） まず1点目の点ですね、日田市内の薬局でというところの、対応の話につきまして、厚生労働省、第175回社会保障審議会医療保険部会、こちらの資料によりますと、薬局向けに周知されております、マイナ保険証の利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト、この中に、窓口・受付対応に関する記載内容があるのですが、こちらを確認させていただきました。議員ご指摘のようなご案内を行うようにはなっていないということでございます。

それから、わかりやすい周知というところでございますが、資格確認書の交付対象者につきましては、ご指摘の事項も含め、被保険者にわかりやすく周知を図ってまいりたいと考えております。具体的には、本広域連合ホームページにこれらの内容を記載するとともにコールセンターを活用しながらきめ細やかな対応を行っていきたいと考えております。

それから、もう1問です。利用登録解除が必要になるかどうか、今の段階で答えられないのかというご質問ですが、こちらについては、現時点では、国からこの件に関する具体的な運用は示され

ていないので、回答を控えさせていただきます。

○議長（長田 教雄君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） はい、政府は医療機関や薬局に支援金を配ってマイナ保険証の利用率アップに躍起となり、市民が全国でトラブルに巻き込まれています。新聞赤旗の7月5日付の記事を見ると、全国保険医団体連合会の本並省吾事務局次長はこう言っています。12月以降マイナ保険証がないと一旦10割負担になると言われるけど本当かなどの相談が相次いで持ち込まれています。ある大手薬局チェーンは処方箋と保険証を出した人に、マイナ保険証でないと受付できないと言って、その場でマイナ保険証の利用登録をさせ、後に誤った対応だったと謝罪文を出すことになり厚労省の社会保障審議会医療保険部会でも取り上げられました、と話しています。先ほどは、議員ご指摘のようなご案内を行うようにはなっておりませんという説明であったかと思いますが、厚労省のマイナ誘導対応やチラシ、それと一体の補助金ばら撒きが、大手チェーン薬局を中心にマイナ保険証利用勧奨に駆り立てている実態があります。当広域連合として、加入者への正しい理解を促すために、どのように取り組むのかお聞きをしたいと思います。

最後にもう1つ、新聞赤旗の8月4日付の記事を見ると、先ほども斉藤議員が紹介したように、長野県保険医協会が、7月29日に県内77自治体を対象にしたアンケート結果で、現行の保険証廃止に伴う国保健康保険加入者への資格確認書送付などについて、8割を超える自治体が苦慮していることがわかりました。調査結果では、国保加入者でマイナ保険証の有効期間や電子証明書の執行手続きの把握について、54市町村ができていないと答え、11市町村がわからないと回答、77自治体のうち65市町村84%が把握しきれていないことが明らかになっております。当連合会において、本人の申請によらない資格確認書の交付はトラブルなく順調に行えると考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） まず、リーフレットのお話から、これは薬局での対応とかそういうところになるのですが、残念ながら私たちの方は薬局、医療機関等の指導・監督権がございませんので、そういうふうな事例があった場合には、そういう事例があったとお伝えできればいいんですが、そういう機会があればやりたいと思いますが、対応の方としては、我々としては被保険者に対して広報等を、そういう努力していくという形になります。先ほど申しあげましたように、ホームページやコールセンターを活用してきめ細やかな対応を図っていくというような話になります。

それから、もう1つ、資格確認書のいわゆる職権交付です。議員が仰ってました、お持ちになっていない方、マイナ保険証になっていない方への対応についてですが、こちらの方がトラブルなく出来るのかということでございますが、こちらの方も努力して、国の方にも要請をしていかなければいけないのかなとは考えています。元々、被保険者が安心して必要な医療を受けられるというのが前提となりますので、混乱を避けるべく、国の責任で制度設計及び広報等を行うようにですね、元々、全国協議会を通じて国へ要望しておりますので、機会を得た時にはその都度、国の方に要望していくという形で、運用等を早く出してほしいとか、肝心なところが出てないことがございますので、そういうところを含めて要請を図っていきたいと考えているところでございます。

○16番（日隈 知重君） 以上で質問を終わります。

○議長（長田 教雄君） 次に、まいります。

22番、斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 22番大分市選出の斉藤由美子です。それでは通告に沿って、一問一答

で先ほどの質疑を掘り下げていきたいと思ひます。

先ほども申し上げましたとおり、今年は高齢者にとって非常に負担の大きい年となっております。その中で、医療費や介護サービスの利用料が重なってくると、どうしても受診抑制や利用控えが生じ、フレイルの拡大も懸念されます。そのためにも、負担軽減の拡充は不可欠だと考えます。そこでお聞きしますが、1点目に医療と介護の負担増に対する今後の対応について見解を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） はい、斉藤議員からの医療と介護の負担増に対する今後の対応に関する質問にお答えいたします。

被保険者に過剰な負担増とならないよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会及び全国市長会を通じて、定率国庫負担割合の増加を含め、公費負担の割合の見直しを国に対して要請してまいりたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 先ほど申し上げたフレイルの拡大が懸念されるという点なんです。この受診抑制や利用控えが増えるのではないかとこの点に関して、どのような対応を考えますか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） フレイルの拡大とか、受診抑制の拡大とか、そういうところの部分の対応でございますが、こちらの方、保健事業の方でもやっておりますので、受診控えが行われないう、また健康診査の充実とかですね、そちらの方もございますが、保健事業の充実で少しでもフレイルの拡大の予防や、もしくは健康の受診抑制の対応とかそういうところで、なるべくきちんと医療を受けていただくような指導を図ってまいりたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 斉藤議員。

○22番（斉藤 由美子君） 国に求めるということはもちろん重要なんですけども、やはりですね、日々の暮らしに関わる、健康生命に関わることですので、その点についての対応をしっかりと目配りをしていただきたいと思いますが、健康診断等々もあまり伸びておらず、実際に高齢者の皆さんの健康状態が本当に把握できるのかということでは、非常に不安があります。特にですね、先ほども日隈議員が触れられましたけれども、子育て支援の財源を医療費に上乗せする、特に、今、示されている2026年、令和8年度から、子ども・子育て支援金というのが公的医療保険に上乗せされる訳です。そうすると、75歳以上の方々にもその負担が被さってくるんですね。そうなるくと、先ほどから言っている、負担軽減を国に求めても、それではですね、やはり本当に負担軽減になるのかということなんです。国に求めるということなんですが、こうした子育て支援の財源を高齢者に被せるなど、これこそ国に求めるべきだと思います。財源の見直しを求めるべきですが、見解をお聞かせください。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） はい、斉藤議員の、出産育児一時金等、出産育児に関する費用の方を後期高齢者からも負担するという形で今回なっております。この件につきましては、現在社会保障制度自体の議論がどうしても全世代型という形での議論になっております。我々の方も全世代型の議論の中で始まって、後期高齢の方の議論もその中に入って医療制度改革等行われているという状況でございます。ですので、全世代型の医療負担、社会保障の負担というのは、一定程度必要だと考えておりますので、その点につきましては国の方に求める気は今のところ考えておりません。

○議長（長田 教雄君） 斉藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) 全世代型社会保障というのは、全世代に負担を負わせる制度ということだと思っています。やはりですね、世代間対立を煽って、社会保障なんだから皆で負担し合えというような考え方は、やはり憲法25条に反していると思います。そういった意味では、やはりですね、国に対して、国の負担を上げてくださいますよと求めるのであれば、財源の使い方とか、捻出の仕方も変えてくださいますよという声をね、やはり上げるべきだと思います。これは強く要望しておきたいと思います。

では、次に保険料の徴収についてお聞きしたいと思います。保険料の徴収については、令和5年度大分県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画において、滞納の初期の段階からきめ細やかな収納対策を行うとされております。確かに保険料の徴収は財源の基本ですが、生活に大きな影響を及ぼすことを絶対に忘れてはいけません。特にこの猛暑の中、生活状況の把握は不可欠です。そこでお聞きします。

昨今の経済状況や生活環境を踏まえ、徴収の配慮についてどのように認識しているか、見解を求めます。

○議長(長田 教雄君) 津川事業課長。

○事業課長(津川 文隆君) はい、保険料の徴収につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条の規定にあるとおり、市町村が行う事務であり、徴収に関する基本的な方針等については、賦課資格管理部会を通じて保険料収納対策実施計画書の中で情報共有を行っております。

被保険者との接触につきましては、生活実態を把握する中で、市税等の滞納状況も考慮した上で、電話依頼や居所訪問等、最善と思われる対応を行っていただくよう、各市町村の徴収担当課にお願いし、きめ細やかな対応をして頂いているところです。

なお、保険料等の支払いが厳しい被保険者につきましては、条例の規定に基づいた減免や徴収猶予を行っていくこととなります。

○議長(長田 教雄君) 齊藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) きめ細やかな対応というのを感じないことが結構ありましてですね。その徴収の猶予、換価の猶予、それが非常に重要な被保険者の権利だというふうに思います。この実施状況、令和5年度を教えてください。

○議長(長田 教雄君) 津川事業課長。

○事業課長(津川 文隆君) はい、まず我々で行っているのは徴収猶予のみになります。納期限前の徴収猶予という形の部分につきましては、これは、すいません、実績ございません。それから換価の猶予につきましては、徴収権等滞納分の保険料に関しては、市町村が徴収権及び滞納処分権を持っておりますので、こちらの方で把握してない状況です。

○議長(長田 教雄君) 齊藤議員。

○22番(齊藤 由美子君) あの、手を離れるんですね。市町村でそれぞれに、おそらく市町村で対応の違いがあるかと思いますが、それではですね、把握をしていないということなんですけれども、この徴収の猶予、換価の猶予、これをですね、やはり、しっかりと使ってくださいという、そういう認識はありますか。

○議長(長田 教雄君) 津川事業課長。

○事業課長(津川 文隆君) 先ほど申し上げましたが、滞納額の検討に関しましては市町村が徴収権及び滞納処分権を持っております。我々の方からそういう声掛けをすることは考えておりません。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） それではですね、やはりその、フレイル予防等の健康を維持するという責任がこの広域連合にはある訳ですから、その徴収によって生活が苦しくなる、あるいは不健康な状態になることのないように、その点は目配りをしていただきたいと思います。

時間が無くなりますので、次に行きます。

3点目は新型コロナへの対応についてです。先ほど大体申し上げたんですけども、やはり変異株の拡大が懸念されています。申し上げたとおり、検査は受けない、治療薬は貰えない、高すぎるから使わない、こういう声がほとんどなんですけれども、高齢者の感染症対策、罹患時には以前と同様にですね、慎重な対応が必要だというふうに考えます。この治療が高額で困難だという状況について、やはり財政措置を国に求めるべきと考えます。もう一度改めてお聞きしたいと思います。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） はい、新型コロナウイルス感染症の治療に係る費用についてでございます。昨年5月8日に感染症法上の5類への移行後、国において他の疾病との公平性の観点を踏まえた上で、患者の急激な負担増が生じないよう公費支援の段階的な見直しが行われ、本年4月1日からは通常の医療体制に移行し、公費負担が終了となっております。

新型コロナウイルス感染症にかかる自己負担については、罹患した際に医療機関を受診する費用や治療薬の薬剤費の他、今年度から定期予防接種となった新型コロナウイルスワクチンの接種費用など、感染予防から医療提供体制に至るまでを国が総合的に判断し、その対策を関係者に示すべきものであると考えております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） それは、まあわかります。ですが、そんな状態の中で、検査も受けない、治療も受けない、という状況についてどのように考えますか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） そのような状況ですね、後期高齢者の方は特に危険度高いということになります。そのような状況というのは、危険度が高いのは理解しているところでございますが、ただこれは本来国の方でやる事業でございます。感染症予防から医療提供体制に至るまでを国が総合的に判断し、その対策をやはり関係者に示すべきであると、そこに関しては、そういう認識をいただきたいと思いますと考えているところであります。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） まあ、感染がね、大体落ち着いたという頃なら、まだそういう言葉も出てくるかもしれませんが、まだこれから変異株がわからない状況で、もしまたクラスターが発生したらどうなるんだろう、高齢者の皆さんの命を落とすことがあったらどうなるんだろうと、そういう観点ではやはり考えていただきたいと思います。協議会があるんであればですね、高齢者の皆さんはやはり罹患した時の受診は重要だということで、そういう財政支援を是非地方から声を上げていただきたいと思います。高齢者の皆さんに一番近い位置にいるんですから、私たちが。是非そのことを強く要望しておきたいと思います。

最後にマイナ保険証に移行する点について、先ほどから日隈議員も色々と質問されていましたが、やはりですね、マイナ保険証への移行はどう考えても拙速であり、医療現場に多大な混乱を招きかねないと思います。また、マイナ保険証への移行で、本来任意であるはずのマイナンバーカードの取得を強要し、個人情報に係る権利をないがしろにすることは絶対にあってはなりません。

同様に、マイナンバーカードを持っていてもマイナ保険証に登録したくないという被保険者の意向も尊重されるべきだと思います。国主導の政策であり、利用促進に取り組まざるを得ないことは一定理解できますが、マイナ保険証を持たない被保険者、特に高齢者は、紛失や悪用など様々な問題が懸念されます。そこでお聞きします。マイナ保険証への移行を見直すよう改めて国に求めるべきです。見解を求めます。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 75歳以上の後期高齢者に関しては他の世代に比べて医療機関等の利用機会が多いということがございます。受付手続きが簡素化され、時間が短縮される、限度額適用認定証がなくても自動的に上限額以上の支払いが免除される、年度ごとの保険証更新が不要になる、他の広域連合に異動しても資格変更が不要になる、本人の同意があれば過去に処方された薬剤情報や健診受診状況等を瞬時に確認できる、などとメリットも実際ございますし、それを被保険者に享受させるということも必要だと考えております。国に移行の見直しを求める考えは現在持っておりません。

また、被保険者が安心して必要な医療を受けられることが大前提となりますので、被保険者の混乱を避けるべく国の責任で制度設計及び広報等を行うよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） まあ、様々なメリットがあるんでしょう。いつかは叶うのかもしれませんが、ただ現にですね、今、その前にトラブルが多発しているということをしかりと、やはり地方自治体から声を届けていかないといけないと思うんです。現場ではこんな不安が広がっています。こんなトラブルが起こっています。やはりですね、大分県の中でどんな状況なのかというのは把握すべきだと思いますが、このマイナ保険証移行に係る前段階として、そういった状況を広域連合では把握する気持ちはありますか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 12月2日の前という形になりますが、市町村窓口で混乱が起きないようにきちんとしていかないと考えております。運用が決まり次第ですね、賦課資格管理部会というのが広域連合で企画しており、その中で市町村の担当者の方と意見交換をする機会がございます。こちらの方で情報提供等を行って、きちんと運用していただくというふうな機会がございます。こちらの方を通じてですね、情報共有等を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） 情報共有、情報提供はもう絶対に必要だというふうに思います。ただ、そのトラブルが起きないようにと言ってもですね、今のシステムがそうになってないから問題なんですね。だから拙速だと申し上げている訳です。こういう現場の声を、色々なそういう会を通じて共有するということですが、全国協議会等でしっかりと伝えていくことはできますか。

○議長（長田 教雄君） 津川事業課長。

○事業課長（津川 文隆君） 被保険者の混乱を避けるべくですね、国の責任できちんと制度設計及び広報を行うようですね、全国後期高齢者医療広域連合協議会、こちらを通じてですし、そういうふうな機会がございましたら、きちんと我々の方で国の方に伝えていきたいと考えております。

○議長（長田 教雄君） 齊藤議員。

○22番（齊藤 由美子君） 機会がございましたらというのではなく、機会を作っていただきたい

というふうに思います。これはですね、やはり伝えないと、現場はおそらく大混乱に陥るのではないかなと私は思っています。やはり、多くの国民が不安や疑念を抱いている制度なんですから、やはり自治体はそれを代弁すべき責任があるというふうに思います。是非ですね、今もう今年の12月に切り替わりますよというような、そういうアナウンスがされていて非常に多くの高齢者の方が危機感を、不安感を持っているということを受止めていただきたいと思います。

ここはうちの管轄ですが、そっちは国ですし、こっちは市町村ですみたいなことをやっているのはですね、おそらく対応トラブルに答えていくことはできないと思います。是非ですね、市町村としっかりと協議をもって国に対して要望を上げていくと、早く情報をいただくことがまず必要ですけども、それに対応する市町村もこれは大変なことだと思います。

国保も併せてですね、やはりこのマイナ保険証、私はもうこんな移行なんか止めてしまうのが一番いいというふうに思いますけれども、このきめ細やかな対応と仰るのであれば、しっかりと顔の見える対応をしていただくよう強く求めて質問を終わります。

○議長（長田 教雄君） 以上で、一般質問を終了いたします。

---

#### 日程第7 会議録署名議員の指名について

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、6番 淵野けさ子議員、12番 島田勝議員のご両名を指名いたします。

お諮りいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

---

#### 閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よって、令和6年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和6年8月5日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長 田 教 雄

署名議員 湊 野 けさ子

署名議員 島 田 勝